

感震ブレーカー等設置推進事業助成制度について

1 背景等

東日本大震災や阪神・淡路大震災で発生した火災の6割以上が、電気に起因する火災といわれている。国では、木造住宅密集市街地が属する自治体等に対して、重点的に「感震ブレーカー」の導入普及活動を行っていくことが必要との考え方を示している。

区では、木造住宅密集地域の地震火災による人的被害の拡大の防止について、建物の耐震化・不燃建替助成、初期消火対策、出火防止対策等を総合的に進めている。その中の出火防止対策として、感震ブレーカー等の普及策を面的に講じることとし、減災と災害に強いまちづくりを推進していく。

そこで、感震ブレーカー等を設置する者に対し助成制度を創設したものである。

2 助成制度の概要

(1) 助成対象事業

- ・感震ブレーカー等設置工事

既存の電気ブレーカーを、感震ブレーカー等に交換または改良する際の機器の購入及び設置に要した費用の一部を助成する。

(2) 助成内容

- ・一般世帯 助成対象経費の3分の2(5万円を超える場合は、5万円)
- ・特別世帯 助成対象経費の10分の10(8万円を超える場合は、8万円)
(特別世帯は、①65歳以上のみの世帯、②要介護者がいる世帯、③障害者がいる世帯、④非課税世帯のいずれかに該当する世帯)

(3) 助成対象者

- ・特定地区内に存する旧耐震基準の木造住宅に居住し、その住宅に感震ブレーカー等を設置する個人
- ・前年度の住民税及び固定資産税を滞納していないこと

(特定地区)

	地区名	対象地域
ア	目黒本町五丁目地区	目黒本町五丁目全域
イ	目黒本町六丁目・原町地区	目黒本町六丁目全域 原町一丁目全域 原町二丁目1～4番・7～13番 洗足一丁目1～4番・10～24番 碑文谷一丁目4～9番

3 今後の予定

平成28年10月15日 めぐる区報、ホームページ掲載及び窓口での周知
10月20日 募集開始